

18 環境関係

ア リサイクル・廃棄物

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
① 拡大生産者責任等の推進	環境省 経済産業省	廃棄物の発生の抑制、リサイクルしやすい製品の生産等に係る拡大生産者責任につき、従来導入されていなかった分野について導入を図るとともに、既に導入されている分野については、その強化を図ることを検討し、所要の措置を講ずる。また、デポジット制の導入及び3Rの促進に関する規格や基準(環境JIS、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)の情報提供措置等)の早急な拡大についても検討し、所要の措置を講ずる。	逐次実施			○(環境省) 環境省においては、これまでリユースカップの導入促進の一環として、リユースシステムを定着させるための経済的手法のひとつとして、リユースカップのデポジット制度についても、その導入の是非、有効性について検討を進めてきたところである。 また平成19年度の「循環型社会地域支援事業」の中で、地域内にある飲食店において、リユース食器(マグカップやタンブラー)を持参した顧客には、通常よりも割引料金を商品を提供するという取組をモデル事業として採択した。 加えて、ペットボトルを始めとした容器包装について、平成20年3月より「ペットボトルを始めとした容器包装のリユース・デポジット等の循環的な利用に関する研究会」を設置し、検討を行っているところである。 (環境省) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の情報提供措置を含む、環境物品等への需要の転換については、事業者等に対する説明会において、周知徹底を図っている。また、環境配慮設計されている製品が調達品目に追加されるよう、毎年度、調達品目の見直しを行い、その見直しについて周知徹底を図っている。
② 一般廃棄物処理における民間参入の推進	環境省	一般廃棄物の処理に関して、市町村に課せられている処理責任が十分果たされるよう留意しつつ、一般廃棄物の処理における民間委託、PFI手法の導入等を進めるための環境整備を図り、更に業務委託を拡大していく。	逐次実施			○(環境省) 従前から、PFI事業を廃棄物処理施設整備費国庫補助金の補助対象としてきたところであり、平成17年度に創設した循環型社会形成推進交付金制度においても同様に交付対象とし、民間参入の推進を図っている。
③ 一般廃棄物の処理の有料化や分別収集に関するガイドラインの作成	環境省	一般廃棄物の削減に向け、排出抑制を行うために、現在各地方公共団体が個別に行っている一般廃棄物の処理の有料化についてガイドラインを示す。 そのガイドラインにおいては、手数料の料金設定や徴収の方法といった具体的な内容についても明記すべく検討を進める。 また有料化により不法投棄の増加が懸念されることから、不法投棄の更なる防止策についても検討し必要な措置を講ずる。 さらに、一般廃棄物の適正処理、リサイクルを促進する観点から、各地方公共団体が異なる分別収集区分についても標準となるようなガイドラインを作成し示す。	措置済			◎
④ 家電リサイクル法で規制される製品群に係る、廃棄物処理法上の保管数量制限の緩和	環境省	特定家庭用機器廃棄物(特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)(平成10年法律第97号)で規制される製品群)については、引き続き引取状況の季節変動の実態把握を行い、必要に応じて見直しのための検討を行う。	逐次実施			○(環境省) 特定家庭用機器廃棄物の引取状況については、これまで調査を実施してきたところであるが、今後も引き続き実態把握を進めていくとともに、特定家庭用機器廃棄物に係る引取り・引渡しの効率化を図るため、廃棄物処理法上の保管数量制限の見直しについて、実態を踏まえた検討を行う予定。
⑤ 自動車リサイクル法における盗難車両のリサイクル費用に関する取扱について	経済産業省 環境省	自動車の盗難等の際のリサイクル料金の扱いについては、施行後の状況を見定めた上で、検討し、結論を得る。	措置済			◎

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
⑥ 廃棄物処理上の行政手続及び書類の電子化	環境省	a 廃棄物処理法上の許可情報等は、地方公共団体間で共有し、各地方公共団体がそれぞれ他の地方公共団体の許可情報等を有効に活用することや、複数の地方公共団体の許可を要する場合に申請手続を一括して行うことにより、事業者の行政手続が大幅に簡素化できることから、事業者や地方公共団体の意見も踏まえつつ、電子化に向けた取組みを開始する。	引き続き検討			◎ (環境省) 事業者及び地方公共団体に対し、アンケート調査を実施し、ニーズの把握や問題点等を整理し、検討した結果、①許可申請手続の電子化については、将来的な許可申請の在り方の一つとは考えられるが、現状では、関係事業者及び自治体の意見においては喫緊の必要性を見出すことはできず、具体的対策としては、許可申請書類の簡素化・様式統一化を進めるべきであること、②許可情報の共有化については、情報漏洩対策等情報管理を確実に行うシステムの確立や許可申請書類の統一化を図った上で、共有化を進めていくべきであること、との結論が得られた。これを踏まえ、環境産発第080331001号通知を平成20年3月31日付けで発出し、また産業廃棄物行政情報システムの一層の改善を予定しているところ。なお、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会廃棄物処理専門委員会における議論においても、電子化及び許可情報共有化が必要との意見が出され、平成20年12月に取りまとめられた「廃棄物処理政策における論点整理」においても、検討すべき論点であるとの方向が示された。
		b 廃棄物処理法上の許認可については、現在先行許可証の活用が図られているところであるが、審査の効率化及び添付書類等の削減のさらなる推進のため、住民基本台帳ネットワークの導入も含め、許可申請や許可情報の電子化、許可更新の効率化及び地方公共団体間におけるそれらの情報の共有化について、関係省庁と調整の上、事業者や地方公共団体の意見を踏まえつつ検討を行う。	検討・結論を得次第措置			
⑦ 廃棄物のエネルギー利用の推進	環境省	地球温暖化対策の要請を踏まえ、循環型社会形成推進基本法に規定する循環的利用の優先順位を留意しつつ、廃棄物のエネルギー利用の推進を図る必要があることから、その支援を進める。	平成21年度まで実施			○ (環境省) 廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を総合的に推進し、循環型社会の形成を図るための「循環型社会形成推進交付金」の活用や、エネルギー対策特別会計による「廃棄物処理施設における温暖化対策事業」の実施により、廃棄物のエネルギー利用のための施設整備を支援している。
⑧ 木くずの運用の明確化	環境省	a 製材所等から排出される木くずを自らの事業所内において、燃料として有効利用する場合、一定の条件を満たすものに関しては、当該設備を廃棄物処理施設としてではなく、製造工程の一部として扱うべく運用を明確化する。	措置済			◎
		b 製材所等から発生する木くずを燃料として適正に自ら活用するための燃焼炉を、複数の事業者が自ら共同で設置して共同利用する場合について、適正な処理を担保する観点から当該共同利用の内容を吟味し、生活環境保全上の支障が生じることのない等の一定の条件を満たすものに関しては、当該設備を廃棄物処理施設としてではなく、製造工程の一部として扱うべく運用を検討して結論を出す。	措置済			
⑨ 都道府県及び市町村の指定制度の活用促進	環境省	各地方公共団体の判断により、廃棄物処理法上の業の許可手続を不要にし、円滑にリサイクルを進めるための制度である指定制度の利用促進の観点から、当該制度を地方公共団体及び事業者が、積極的かつ有効に制度を活用できる環境を整えるべく、周知を図る。	措置済			◎
⑩ 放置間伐材の利用促進	環境省	未利用の木質資源の利用促進を図る観点から放置間伐材を廃棄物として扱うことなく活用していることが確認できた事例について、各地方公共団体に周知を行う。	措置			◎
⑪ 産業廃棄物の搬入・搬出の円滑化	環境省	各地方公共団体の事前協議規制の運用改善を通じて、産業廃棄物の搬入・搬出がスムーズに行われるように、地方公共団体に対して、周知徹底を図る。	措置済			◎

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
⑫ 中間処理前における廃棄物の選別	環境省	排出事業者とあらかじめ委託契約において合意していれば、処理業者が収集運搬、処理の段階で選別した有価物については処理業者の意思で売却することが可能であり、無価物については、排出事業者が性状ごとに指定した最適な処理業者で処理することが現行法で可能であることを廃棄物処理業者が認識しておらず躊躇する事例もあるため、適正かつ効率的な廃棄物処理及び再生利用を促す観点から、可能であることを周知する。		措置		◎ (環境省) 中間処理前における廃棄物の選別については、全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議(平成20年6月30日)において周知を行ったところ。
⑬ 在宅医療廃棄物の適正処理	環境省	家庭から排出される一般廃棄物である在宅医療廃棄物の取り扱いについて、平成17年に「在宅医療に伴い改定から排出される廃棄物の適正処理について」が通知されているが、この通知後の追加調査によると、処理の適正化には一定の成果が上がっているが、依然として処理の実態を把握していない自治体が多く存在することから、適正な処理に向けた課題の解決方法を検討し、手引集を作成するなどして自治体に対して周知する。		平成20年4月を目途に措置		◎ (環境省) 在宅医療廃棄物処理を適切に進めていく際に参考となるよう、手引書を策定し、都道府県を通じ市町村あてに周知した。(「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き」について(平成20年4月30日 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課・産業廃棄物課長連名通知))
⑭ 広域認定制度における他社製品の回収について	環境省	広域認定制度は、現行法においても、製造事業者等が共同して広域認定の申請を行う際は、自社製品でなくとも共同申請事業者の製品については、当該製品の基礎情報及び処理情報等の共有化を図ることを前提として、処理することが可能である。 また、相手先ブランド名による製品製造(いわゆるOEM)による製品については、実際の製造業者が回収することは現行制度でも原則として可能である。 しかし、上記について現行可能である事を認識していない事業者も多いことから、現行制度でも可能であることを必要に応じて周知する。	措置済			◎
⑮ 事業系一般廃棄物である木くずの一般廃棄物と産業廃棄物の区分の検討	環境省	平成18年度に、環境省において、廃木製パレットについては、事業系一般廃棄物を産業廃棄物とする方向で検討を行う。その他の事業系一般廃棄物である木くずの一般廃棄物と産業廃棄物の区分についても、その排出実態や排出事業者等の意見を踏まえて検討の上、見直す。	措置済			◎

イ 地球温暖化

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
① 温室効果ガスの発生削減	環境省 経済産業省 国土交通省 農林水産省 財務省 関係府省	<p>下記により、総合的な対策を実施する。</p> <p>a 費用効果性の高い手法を用いるとともに、地球温暖化対策は、事業者に対して新事業のフロンティアをもたらすこともあることを念頭に置いて取組を進める。</p> <p>b 温室効果ガスの削減技術の導入に当たっては、導入促進の実効性を高めるため施策の裏打ちを行っていく。公共交通機関、共同輸送、高度道路交通システム(ITS: Intelligent Transport Systems)、食品廃棄物リサイクル等のほかの政策目的から実施するいわゆる「ノンリグレット対策」について有効な場合はその導入を促進する。</p> <p>c 分野別には、交通体系のグリーン化、脱温暖化社会の構築に向けた都市・地域基盤社会整備、ライフスタイルの脱温暖化、非エネルギー起源の二酸化炭素、その他の温室効果ガスの排出削減対策を含む環境保全のための枠組みを推進する。</p>	逐次実施			<p>○(環境省) 京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日閣議決定)において、「効果的かつ効率的に温室効果ガスの排出削減を進めるとともに、我が国全体の費用負担を公平性に配慮しつつ極力軽減し、環境保全と経済発展といった複数の政策目的を同時に達成するため、自主的手法、規制的手法、経済的手法、情報的手法などあらゆる政策手法を総動員し、それらの特徴を活かしつつ、有機的に組み合わせるというポリシーミックスの考え方を活用する。」とされた。 また、低炭素社会づくりの取組が、我が国の中長期の経済活性化、雇用創出などにもつながるよう、技術革新や創意工夫を活かし、環境と経済の両立に資するような仕組みの整備・構築を図っているところ。</p> <p>○(環境省) 地球温暖化対策技術の実用化・事業化の推進のため、産学官の連携により、 ・研究開発の成果を事業に結びつけるロードマップの明確化・共有化 ・実用化を促進する技術の開発・実証 ・実用化に向けた先駆的な取組への支援 を強力に推進している。その際には、開発成果を市場に普及するための施策等との連動を図っている。 京都議定書上の6%削減目標は、各主体があらゆる対策に全力で取り組むことで達成し得るものであるため、ノンリグレット対策を含めて、あらゆる対策を推進している。</p> <p>○(環境省) 京都議定書の6%削減目標の達成を確実にするために、排出量の伸び続けている業務部門・家庭部門への対策を抜本的に強化することが必要であることから、平成20年6月に、地球温暖化対策の推進に関する法律を改正し、温室効果ガス算定・報告・公表制度の見直し、事業者や国民の日常生活に係る排出抑制等指針の策定、地方公共団体実行計画の充実に係る規定を定めるところ。 また低炭素社会の構築に向けて、中期的な観点から都市・地域構造や社会経済システムの転換にも取り組んでいる。例えば、2008年度から環境モデル都市の選定を行い、優れた事例の全国展開を図るなど低炭素型の都市・地域デザインや低炭素型交通・物流体系のデザインを進めていくこととしている。 また、チーム・マイナス6%における「1人1日1kgCO²削減チャレンジ宣言」などに取り組むとともに、短期的視点のみならず中長期的な観点も踏まえた低炭素社会づくりに向けた国民全体のライフスタイル・ワークスタイルの変革等を促すような対策の強化取組を進めている。 さらに、エネルギー起源CO²以外の温室効果ガスについても、それぞれガス別その他の区分ごとの削減目標を設け、取組を推進している。</p>

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
						<p>(経済産業省)</p> <p>ライフスタイルにおけるCO²排出量の認識及び環境意識の向上に向けて、温室効果ガスを製品等に表示するカーボンフットプリント制度の構築に向けて検討や、環境負荷低減に向けた行動を身近にし持続可能なものとするため、地域ぐるみでの環境負荷低減に向けた活動への支援、日本最大規模で環境配慮製品等を展示を行うエコプロダクツ展の開催への協力等を行った。</p> <p>代替フロン等3ガスに関する排出抑制対策については、企業等における先導的な排出抑制の取組に対する補助の強化、温室効果の低いガスを用いた技術開発を行った。</p> <p>また、省エネ法に基づくトップランナー制度により、自動車や家電製品等の21機器について省エネ基準を策定し、消費効率改善を促進。平成19年7月には乗用自動車及び貨物自動車、11月にはDVDレコーダー、自動販売機及び電気便座の基準を強化。</p> <p>(国土交通省)</p> <p>従来より、低公害車の開発・普及、交通流対策等の自動車交通対策やモーダルシフト・物流の効率化、公共交通機関の利用促進等の環境負荷の小さい交通体系の構築を推進している。また上記運輸部門からのCO²の排出削減対策に加え、以下のとおり横断的政策の取組みを強化している。</p> <p>① グリーン物流パートナーシップ会議を通じた荷主と物流事業者の連携強化により、物流体系全体の環境負荷低減を促進。</p> <p>② 公共交通機関の利用を促進し、自家用自動車に過度に依存しないなど、環境的に持続可能な交通(EST)の実現を目指す先導的な地域の取組に対して集中的に支援策を講じる「ESTモデル事業」を実施するとともに、取組事例の紹介を行うことにより、他の地域への普及展開を推進。</p> <p>③ 平成18年4月に施行されたエネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)の一部改正法の着実な運用等を通じてエネルギー管理の徹底を推進。</p> <p>④ 物流拠点の集約化や共同輸配送等による合理化に対して支援を行い、効率的で環境負荷の小さい物流の実現を促進。</p> <p>⑤ 企業等交通サービスの需要サイドにおける取組みを促進するために、交通事業者、経済界、行政等からなる「公共交通利用推進等マネジメント協議会」による活動を通じ、公共交通利用推進に関する具体的取組みを実施。</p>

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
						<p>(国土交通省)</p> <p>民生部門の住宅・建築物分野においては、一定規模以上の住宅・建築物の新築時等における省エネルギー措置の届出の義務付け等を内容とする省エネ法の的確な執行を図るとともに、融資・補助等による支援を行うことにより、住宅・建築物の省エネルギー対策を推進。</p> <p>また、一定の中小規模の住宅・建築物についても省エネ措置の届出義務の対象に追加するとともに、大規模な住宅・建築物に係る担保措置を強化することなどを盛り込んだ改正省エネ法が平成20年5月に公布。平成21年4月1日(一部平成22年4月1日)施行。</p> <p>さらに、平成21年度税制改正においては、住宅に係る投資型減税の措置(省エネ改修工事等の住宅に係る各種改修の促進等)を新たに講ずるとともに、一定の省エネ改修を行った場合の住宅ローン減税の特例措置の適用期限を延長。</p> <p>(農林水産省)</p> <p>農林水産分野における地球温暖化防止策として、農林水産省地球温暖化対策総合戦略(平成19年6月策定)に基づき、</p> <p>① 森林吸収量目標1,300万炭素トン(4,767万t-CO²)の確保を図るための森林吸収源対策</p> <p>② 「国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けた工程表」に基づく、食料と競合しない稲わら、林地残材、間伐材等のセルロース系未利用バイオマス資源の活用</p> <p>③ 食品産業等の環境自主行動計画、省エネルギー対策、食品リサイクル、容器包装リサイクルの取組</p> <p>④ 施設園芸の省エネルギー対策、農業機械の温室効果ガス排出削減対策、環境保全型農業の推進による施肥量の適正化・低減、廃棄農業資材のリサイクル、畜産分野の温室効果ガス排出削減といった農業分野の温室効果ガス排出削減対策</p> <p>⑤ 操業形態の転換支援等による省エネルギー対策、漁船の省エネルギー対策、漁港、漁場の省エネルギー対策といった漁業分野の省エネルギー対策</p> <p>⑥ 地域資源としての農業用水の自然エネルギーを有効に活用するための小水力発電施設の導入支援等、農業農村整備事業における温室効果ガス排出削減対策等に取り組んだ。</p>

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
						<p>さらに、平成20年7月に戦略を改定し、</p> <p>① 低炭素社会実現に向けた農林水産分野の貢献</p> <p>② 農林漁業者のCO²削減努力を消費者にわかりやすく伝える省CO²効果の表示の推進</p> <p>③ 農地が有する温室効果ガスの吸収源としての機能の活用</p> <p>等の取組を追加し、農林水産分野における地球温暖化対策を強化した。</p> <p>特に、省CO²効果の表示については、平成21年3月に「農林水産分野における省CO²効果の表示の指針」をとりまとめ、農林水産分野の特性を踏まえた省CO²効果の基本的考え方や具体的な展開方法を示すとともに、モデル的な取組を実施した。</p> <p>また、平成21年4月から、「農林水産業における排出量取引の国内統合市場の試行的実施等推進検討会」において、農林水産分野から発生する非エネルギー起源の温室効果ガスの取引対象化や農林漁業者の国内クレジット制度等への参画促進方策等について検討を進めているところである。</p>
		<p>d 効果的かつ効率的に温室効果ガスの排出削減を進めるとともに、我が国全体の費用負担を公平性に配慮しつつ極力軽減し、環境保全と経済発展といった複数の政策目的を同時に達成するため、自主的手法、規制的手法、経済的手法、情報的手法などあらゆる政策手法を総動員し、それらの特徴を活かしつつ、有機的に組み合わせるといふポリシーミックスの考え方を活用する。その最適なあり方については、京都議定書目標達成計画の対策・施策の進捗状況を見ながら、総合的に検討を行う。</p> <p>経済的手法は、市場メカニズムを前提とし、経済的インセンティブの付与を介して各主体の経済合理性に沿った排出抑制等の行動を誘導するものであり、地球温暖化対策の経済的支援策としての有効性も期待されている。その活用には、ポリシーミックスの考え方に沿って、効果の最大化を図りつつ、国民負担や行財政コストを極力小さくすることが重要であり、財政的支援に当たっては、費用対効果に配慮しつつ、予算の効率的な活用等に努める。</p>			<p>○ (環境省)</p> <p>京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日閣議決定)において、「地球温暖化防止のための環境税については、国民に広く負担を求めることになるため、地球温暖化対策全体の中での具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取組の現状などを踏まえて、国民、事業者などの理解と協力を得るように努めながら、真摯に総合的な検討を進めていくべき課題である。」とされた。</p> <p>「低炭素社会づくり行動計画」(平成20年7月29日閣議決定)において、税制の抜本改革の検討の際には、「環境税の取扱いを含め、低炭素化促進の観点から税制全般を横断的に見直し、税制のグリーン化を進める。」とされた。</p> <p>平成21年度税制改正において、環境税の創設等の地球温暖化対策のための税制のグリーン化を要望した。</p> <p>持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」(平成20年12月24日閣議決定)においては、「税制抜本改革の基本的方向性」の項目の中で、「低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化を推進する。」とされた。</p> <p>また、所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号) 附則第104条においても、「低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化(環境への負担の低減に資するための見直しをいう。)を推進すること。」とされた。</p>	

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
						<p>さらに、国内排出量取引制度については、低炭素社会づくり行動計画(平成20年7月29日閣議決定)において「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」を開始することとし、地球温暖化対策推進本部決定(平成20年10月21日)を経て、同日から参加者の募集を開始し、523社の参加申請を受け付けた(平成21年3月19日現在)。ここでの経験を踏まえながら、本格導入する場合に必要な条件、制度設計上の課題などを明らかにし、日本の特色を活かせる制度設計を行い、国際的なルールづくりの場でもリーダーシップを発揮していく。</p> <p>低炭素社会を構築するための重要な手段の一つであるカーボン・オフセット(※)の取組については、信頼性を確保し、もってその取組を普及・促進するため、「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)」を始めとして、排出量の算定方法等の各種ガイドライン及び第三者機関による認証基準を策定した。</p> <p>また、平成20年11月には、国内の排出削減・吸収量をカーボン・オフセットに用いられるクレジットとして認証する「オフセット・クレジット(J-VÉR)制度」を創設した。本制度の対象として、木質バイオマスを活用した排出削減プロジェクトや森林管理による森林吸収量を増大させるプロジェクトを位置づけた。</p> <p>※自らの温室効果ガス排出量のうち、削減が困難な量の全部又は一部を、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減や森林の吸収等をもって埋め合わせる活動</p>
		e 太陽光発電、風力発電、バイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーや燃料電池等の導入促進を図るため、より効率的・効果的な支援策の検討を行うとともに技術革新の現状等を踏まえ、必要な環境整備等を一層推進する。				<p>○(経済産業省)</p> <p>太陽光や太陽熱、風力、バイオマスエネルギーの再生可能エネルギーや燃料電池等は、地球温暖化対策に大きく貢献するとともに、エネルギー源の多様化に資するため、研究開発の実施、実証・導入にかかる支援策の充実、RPS法の着実な実施、グリーン電力証書の自主的取組の充実等によりその導入を促進した。また、地域における地産地消型の新エネルギー導入の取組への評価と、先進的事例紹介によるベストプラクティスを共有した。</p> <p>加えて、新エネルギー対策の抜本的強化について、総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会において総合的検討を行った。</p>

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
		f クリーンエネルギー自動車を含む低公害車、低燃費車について、普及を推進するとともに、低コスト化、性能面の向上に向けた技術開発等を推進する。				○(経済産業省、国土交通省、環境省) 平成13年5月、総理の指示による政府一般公用車の率先導入を推進。平成16年度末に政府の全ての一般公用車について、低公害車への切替えが完了。平成13年7月、「低公害車開発普及アクションプラン」を策定し、3省が連携して低公害車の開発・普及を促進。 具体的には以下のとおり ・自動車グリーン税制等による低公害車・低燃費車の普及促進 ・自動車重量税及び自動車取得税について、環境性能に優れた自動車の取得・継続保有に係る負担を時限的に減免する措置を創設 ・地方公共団体及び民間事業者等に対する低公害車の導入及び天然ガス等の燃料供給設備の設置に要する費用の一部補助や低利融資の実施 ・非接触給電ハイブリッドバス等の次世代大型低公害車の技術開発や、燃料電池自動車の早期実用化に向けた技術開発、実証実験等を推進 ・平成17年3月、燃料電池自動車の安全・環境に係る基準を策定 ・低公害車フェア等普及啓発活動の実施
		g 技術開発を引き続き推進する。その際、産学官が適切な役割分担を図りながら、有機的・体系的に技術開発に取り組む。				-
		h 地球温暖化の防止や生態系の保全など森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、適切な森林整備・保全を進める。				○(環境省) 平成19年度、20年度補正予算と合わせ、20万haを超える追加的な森林整備に相当する予算を措置するとともに、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の取組等により、森林の整備・保全を推進しているところ。 国民参加の森林づくり等の推進:間伐推進のための現場への働きかけと国民世論の形成を一体化させた「美しい森林づくり推進国民運動」の展開を図る中で、植樹祭等の実施を通じた普及啓発活動や森林ボランティア活動への支援等を通じて「国民参加の森林づくり」を推進している。 木材・木質バイオマス利用の整備:森林所有者から木材加工業者まで、川上・川下が連携して、低コスト・大ロットの安定的な木材供給の実現を図ることにより、木材の生産・流通に関する構造改革を総合的に推進する。また、木材供給・利用量の更なる拡大に向け、木材産業の競争力強化、木づかい運動等の消費者対策、木質バイオマスの利用拡大、木材の輸出促進等の取組を推進する。
② ガスパイプラインの建設促進	経済産業省 農林水産省	公益特権を持つパイプライン事業者によるガスパイプライン海底敷設に係る公益特権の行使が想定され民間主体相互の交渉では漁業権等に係る調整ができない場合には、客観性・透明性が十分に確保されるように当該調整の在り方について検討を行う。			実際上の必要が生じた場合に 検討	-

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
③ 排出量取引の会計上の取扱いの明確化	金融庁	現在、京都メカニズムクレジット等に係る会計基準については、企業会計基準委員会によって実務対応報告第15号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」(2006年7月14日改正)が策定されており、当該実務対応報告に記載のない事項については、現行の他の会計基準にしたがって会計処理することとなる。しかしながら、京都メカニズムクレジット等が実態の分かりにくい資産である事からも、京都メカニズムクレジット等を購入している各事業者は個別の会計方法を十分に認識できていない、という指摘がある。 したがって、京都メカニズムクレジット等の会計処理については、今後、実務上の取扱いについて関係省庁間で情報を共有しながら具体的な課題の把握に努めて、それを企業会計基準委員会に提示するなど情報提供に努める。	検討開始・適宜措置			○(金融庁) 排出量取引スキームに関する会計上の取扱いについては、現在、国際的に議論が進められているところであり、こうした議論の動向も注視しつつ、引き続き関係省庁間で連携しながら具体的な課題の把握に努めるとともに、それらを企業会計基準委員会に提供している。 排出枠取引の会計処理については、企業会計基準委員会において検討を行い、平成21年6月23日、試行排出量スキームにおいて必要と考えられる会計処理を明確化した改正「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」を公表。
④ 排出量取引の取扱いの明確化	財務省	今後、実際の取引が活発化することを踏まえて、排出量取引について、引き続き関係省庁間で情報を共有しながら取引の実態の把握に努め、これを踏まえた実務処理等の在り方について検討を進める。	検討開始・適宜措置			○(財務省) 排出量取引に係る税務上の取扱いについて、関係省庁からの照会に対して文書回答を行うとともに、この内容をホームページに公表した(文書回答:平成21年2月24日 公表:平成21年2月26日)。
⑤ 排出量取引にかかる情報提供の推進	環境省	京都メカニズムクレジット等に関しては、新たな資産・概念ということもあり、その取扱い等については、まだ国民に対して定着するほど理解が深まっていないとの指摘がある。今後、排出量取引は、限られた事業者のみでなく、さらに多くの団体・企業へ広がる見込みが大きい。 したがって京都メカニズムクレジット等に関する疑問等に対して、生活者から企業の担当者までが必要な情報に幅広くアクセスできるよう、環境省等のウェブサイト等を有効に活用し、適切な情報や情報源を一元的に掲載するよう措置する。	措置済			◎

ウ ヒートアイランド

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
① ヒートアイランド現象に係る調査研究に必要なデータの整備等	環境省 国土交通省	a ヒートアイランド現象に係る調査研究のために必要なデータの整備状況を把握し、研究機関などによる研究を一層促進させるため、ホームページなどを活用して、当該データを一元的に整理し、公表する。	逐次更新			○ (環境省) 調査研究等の報告書については、逐次環境省ホームページにて公表している。また、報告書に掲載しているデータを含めヒートアイランドに関連する情報について、ホームページにて整理・公表した。 http://www.env.go.jp/air/life/heat_island/index.html
		b ヒートアイランド現象へのメカニズムを解明し、その対策を総合的に評価する手法の改良を一層促進する。その際には、大規模な埋立てによる海面等からの冷気の減少が隣接する大都市のヒートアイランド現象に与える影響についても調査研究する。	逐次実施			○ (環境省) ヒートアイランドのメカニズム解明に向けて3大都市圏において気温等の観測を行っている。また、ヒートアイランド現象による環境への影響やその評価方法等について調査を行った。 (国土交通省) 全国各地の猛暑日・熱帯夜・冬日等の日数の長期変化傾向とともに、気温の上昇がより顕著な冬季のヒートアイランドについて関東地方及び近畿地方を対象に事例解析等の調査を行い、それらの結果を平成20年5月に公表した。 また、平成21年5月には、同様に東海地方の事例解析等の調査結果を公表した。 http://www.data.kishou.go.jp/climate/cpinfo/himr/index.html
② 人工排熱の削減	経済産業省 国土交通省 環境省	空調システム、電気機器、自動車などの人間活動から排出される人工排熱を削減するため、当該エネルギー消費機器等の高効率化、建物の断熱・緑化、未利用エネルギー・自然エネルギーの利用といった対策の導入を促進する。	逐次実施			○ (経済産業省) トップランナー方式による機器の省エネ性能の向上、省エネ住宅や設備・システムの普及促進、燃料電池等の技術開発等を実施するなど人工排熱の低減を実現するための取組を行った。 (国土交通省) 省エネ法に基づくトップランナー基準により、自動車のエネルギー消費効率の改善を図った(平成19年7月2日施行)。 民生部門の住宅・建築物分野においては、一定規模以上の住宅・建築物の新築時等における省エネルギー措置の届出の義務付け等を内容とする省エネ法的な確な執行を図るとともに、融資・補助等による支援を行うことにより、住宅・建築物の断熱等を推進。 また、一定の中小規模の住宅・建築物についても省エネ措置の届出義務の対象に追加するとともに、大規模な住宅・建築物に係る担保措置を強化することなどを盛り込んだ改正省エネ法が平成20年5月に公布。平成21年4月1日(一部平成22年4月1日)に施行。 さらに、平成21年度税制改正においては、住宅に係る投資型減税の措置(省エネ改修工事等の住宅に係る各種改修の促進等)を新たに講ずるとともに、一定の省エネ改修を行った場合の住宅ローン減税の特例措置の適用期限を延長。 (環境省) ヒートアイランド対策大綱に記載された関連施策の進捗状況の点検を実施し、各種対策の導入を促進した。

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
③ 人工化された地表面被覆の改善	国土交通省 環境省	建物やアスファルト舗装などによって地表面が覆われることによる蒸発散作用の減少や地表面の高温化を防ぐため、公園・緑地の整備、街路空間の緑化等による緑の確保、屋上・壁面緑化、水面の設置などの対策の導入を促進する。	逐次実施			○(国土交通省) ヒートアイランド対策大綱に基づき、各種施策の推進を図っている。 (環境省) ヒートアイランド対策大綱に記載された関連施策の進捗状況の点検を実施し、各種対策の導入を促進している。 ヒートアイランド現象の顕著な街区において、ヒートアイランド現象を緩和するため、CO2削減効果を兼ね備えた施設緑化や保水性建材、高反射性塗装、地中熱ヒートポンプ等の複数のヒートアイランド対策を集中的に実施する事業に対して補助を行った。
④ ヒートアイランド対策に係る大綱の進捗状況の検証等	環境省 国土交通省 関係府省	ヒートアイランド対策関係府省連絡会議は、平成15年度策定のヒートアイランド対策に係る大綱に盛り込まれた対策の進捗状況について検証する。さらに、ヒートアイランド現象のメカニズムの解明、技術開発や対策手法の高度化の状況等を踏まえて、必要に応じ、大綱の見直しを柔軟に実施する。	逐次実施			○(環境省、国土交通省、関係府省) 平成20年7月に開催したヒートアイランド対策関係府省連絡会議において、ヒートアイランド対策大綱に盛り込まれた対策の進捗状況についての点検結果をとりまとめた。 【「ヒートアイランド対策大綱第4回対策の進捗状況の点検」(平成20年7月ヒートアイランド対策関係府省連絡会議)】 また、同連絡会議において、大綱の見直しに着手した。
⑤ 地方公共団体におけるヒートアイランド対策の推進	環境省 国土交通省 関係府省	国、関係地方公共団体などによる協議会を設置するなど、関係者間の十分な連携を図るとともに、大綱に基づき、ヒートアイランド現象が顕著な地方公共団体においてもヒートアイランド対策に係る計画の策定を促進する。	逐次実施			○(環境省、国土交通省、関係府省) 地方公共団体と連携を密にし、ヒートアイランド対策に関する情報の共有を図るとともに、ヒートアイランド対策の推進について支援している。 (環境省) 東京都等において都市内の緑による熱環境改善効果の調査検討等を実施するなど、ヒートアイランド対策の推進について支援した。 ヒートアイランド対策を進める上で、地方公共団体・民間事業者に対して指針となりうるガイドラインを策定した。

エ その他

規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
① ディーゼル排出微粒子の環境基準の設定	環境省	粒径2.5 μ m以下の微小粒子状物質(いわゆるPM2.5)の健康影響については、平成11年度から「微小粒子状物質等の曝露影響調査研究」を実施し、健康影響に係る知見の収集・充実を図るとともに、平成13年度から平成18年度を目途に全国的な長期疫学調査を実施している。環境基準の設定については、当該結果及び諸外国の知見や規制に関する動向等をも踏まえつつ、その必要性も含めて検討を行う。	引き続き 検討			○(環境省) 国内外の知見を基に微小粒子状物質(PM2.5)に係る健康影響を評価する「微小粒子状物質健康影響評価検討会」を平成19年5月に開催し、平成20年4月に報告書がとりまとめられたところ。さらに、微小粒子状物質のリスク評価手法を検討することを目的として、平成20年6月に微小粒子状物質リスク評価手法専門委員会を中央環境審議会大気環境部会に設置し同年11月に検討結果をとりまとめ、公表した。 これらの知見の蓄積を踏まえ、平成20年12月に微小粒子状物質に係る環境基準の設定について、中央環境審議会に諮問した。現在、中央環境審議会大気環境部会微小粒子状物質環境基準専門委員会及び微小粒子状物質測定法専門委員会において検討を進めているところ。
② 外国由来等の漂流・漂着ゴミ対策	農林水産省 国土交通省 環境省	外国由来のものを含む漂流・漂着ゴミによる海岸機能の低下や生態系を含めた環境・景観の悪化、船舶の安全航行の確保や漁業への被害などが近年深刻化しており、この問題に対応するため、実効的な対策を政府として検討する体制を確立し、平成19年度以降、各種施策を実施する。	当面のとりまとめを踏まえ、平成19年度以降、各種施策を実施			○(農林水産省、国土交通省、環境省) 平成18年3月に策定された「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議とりまとめ」を踏まえ、平成19年度以降の当面の施策として、漂流・漂着ゴミの状況の把握、国際的な対応も含めた発生源対策、被害が著しい地域への対策等の各種施策を実施した。 また、平成21年7月、海岸漂着物の円滑な処理とその発生の抑制を図るため、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」(海岸漂着物処理推進法)が議員立法により成立した。政府としては、これを踏まえ、海岸漂着物対策を推進している。